

SME

SPORTS

MEDIA

ENTERTAINMENT

OE Canal Umbrella Trust -

One Ares Sports, Media and Entertainment Opportunities Fund

オーイー・キャナル・アンブレラ・トラストー

One／アレス・スポーツ・メディア・アンド・エンターテインメント・オポチュニティーズ・ファンド

愛称: **アレスSMEオポチュニティーズ**

ファンドは特化型運用を行います。

米ドル建 ケイマン籍／契約型／追加型外国投資信託

■ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。

■オーイー・キャナル・アンブレラ・トラスト(以下「トラスト」といいます。)のシリーズトラストであるOne／アレス・スポーツ・メディア・アンド・エンターテインメント・オポチュニティーズ・ファンド(以下「ファンド」といいます。)に関するより詳細な情報を含む投資信託説明書(請求目論見書)が必要な場合は、日本における販売会社にご請求いただければ当該日本における販売会社を通じて交付されます。なお、請求を行った場合には、投資者の皆さまがその旨を記録しておくこととされております。

■また、EDINET(金融庁の開示書類閲覧ホームページ)で有価証券届出書等が開示されておりますので、詳細情報の内容はWEBサイト(<https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/>)でもご覧いただけます。

- この交付目論見書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- この交付目論見書により行うファンドの受益証券の募集については、管理会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年7月17日に財務省関東財務局長に提出しております。有価証券届出書の効力が発生するまでに、本書の記載内容が訂正される場合があります。当該届出の効力の発生の有無については、販売会社にお問い合わせください。
- ファンドの受益証券の1口当たり純資産価格は、ファンドに組み入れられている有価証券等の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これらの運用または為替相場の変動による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。

重要事項

ファンドは、実質的に海外のスポーツリーグ、スポーツチームおよびスポーツ関連企業、メディア企業ならびにエンターテインメント企業に対する、自ら組成した第一順位担保付債権、第二順位担保付債権、メザニン債およびその他のハイ・イールド債、優先株式、普通株式ならびにその他のエクイティ(以下、総称して「SME関連資産」といいます。)等を投資対象としますので、組入SME関連資産の価格下落や、組入証券の発行者等の倒産や財務状況の悪化等の影響により、ファンドの受益証券の1口当たり純資産価格(米ドル建て)が下落することで、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、ファンドの受益証券の1口当たり純資産価格が米ドル建てで表示されますので、米ドル建てでは投資元本を割り込んでいない場合でも、為替変動により、円換算ベースでは投資元本を割り込むことによる損失を被ることがあります。ファンドのご換金については、四半期に一度、3月、6月、9月および12月の評価日(最終暦日)の1口当たり純資産価格に基づき行われます。1月、4月、7月および10月の1日(国内営業日でない場合は翌国内営業日)からその月の15日(ファンド営業日でない場合は前ファンド営業日)までに換金のお申込みをしていただく必要があり、換金代金のお受け取りは当該評価日から一定期間を要します。また、ファンドの投資先ファンド(後述の「ファンドの目的・特色」をご参照ください。)において解約(買戻し)制限が設けられており、この解約(買戻し)制限が実施された場合、ファンドの換金のお申込みが取り消されることがあります。

ファンドの関係法人

<管理会社> エマージング・アセット・マネジメント・リミテッド

2008年11月3日にバミューダ諸島において設立されました。

ファンドの資産の運用、管理、およびファンドの受益証券の発行、買戻し等の業務を行います。

2026年5月末日現在、資本金の額は462,000米ドル(約7,364万円)、発行済株式総数は140株です。

(注)米ドルの円貨換算は、2026年5月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=159.39円)によります。

<投資運用会社> アセットマネジメントOne株式会社

ファンドに関する投資運用業務を行います。

<投資助言会社> アセットマネジメントOneオルタナティブインベストメンツ株式会社

投資運用会社に対する投資助言業務を行います。

<受託会社> CIBCカリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド

ファンドの資産の受託業務を行います。

<管理事務代行会社／保管会社> ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルク支店

管理事務代行業務、登録業務および名義書換事務代行業務を行うとともに、保管業務を行います。

<代行協会員／日本における販売会社> みずほ証券株式会社

代行協会員業務を行うとともに、日本における受益証券の販売・買戻しの取扱業務を行います。

1. ファンドの目的・特色

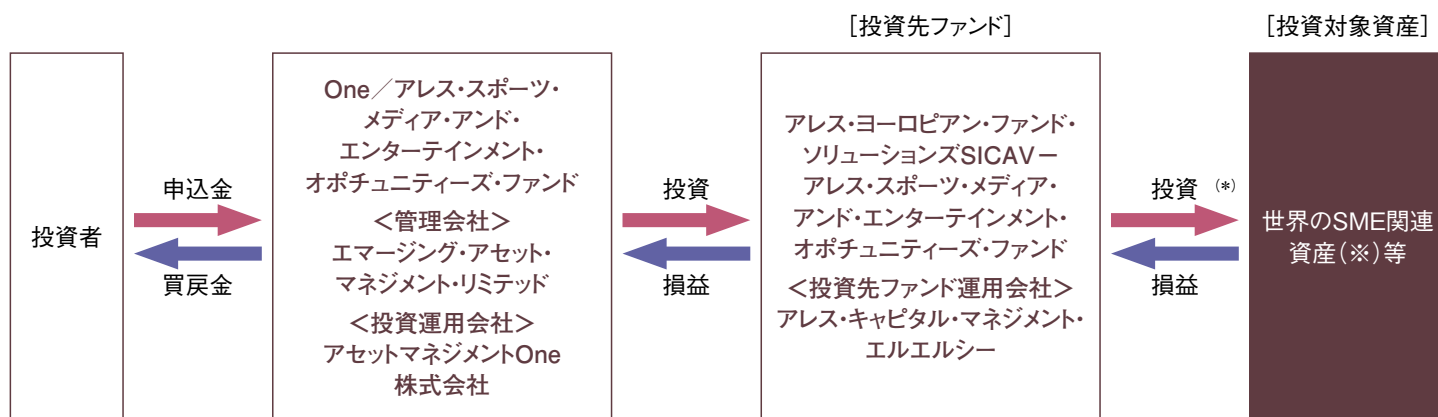
ファンドの投資目的および投資方針

ファンドは、ルクセンブルグの変動資本を有する投資法人であるアレス・ヨーロッパ・ファンド・ソリューションズSICAVーアレス・スポーツ・メディア・アンド・エンターテインメント・オポチュニティーズ・ファンド(以下「投資先ファンド」といいます。)^A投資証券(以下「投資先ファンド投資証券」といいます。))に投資することにより、長期的な元本の成長およびインカム・ゲイン(当該収益は投資先ファンドの純資産価額に反映されます。)^Bの獲得を目指します。

ファンドは、投資先ファンド投資証券の組入比率を原則として高位に保つことで、主としてスポーツリーグ、スポーツチームおよびスポーツ関連企業、メディア企業ならびにエンターテインメント企業に対する、自ら組成した第一順位担保付債権、第二順位担保付債権、メザニン債およびその他のハイ・イールド債、優先株式、普通株式ならびにその他のエクイティに実質的に投資します。

ファンドの仕組み

- ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



※スポーツリーグ、スポーツチームおよびスポーツ関連企業、メディア企業ならびにエンターテインメント企業に対する、自ら組成した第一順位担保付債権、第二順位担保付債権、メザニン債およびその他のハイ・イールド債、優先株式、普通株式ならびにその他のエクイティを総称して「SME関連資産」といいます。

* 投資先ファンドによる投資対象資産への投資は、投資先ファンドの投資対象資産の間接的な保有を目的としてルクセンブルグの特別リミテッド・パートナーシップとして設立された子会社(以下「ASMEOアグリゲーター」といいます。)^C等の別のビークルを通じて間接的に行われます。

※ファンドは、特化型運用ファンドです。特化型運用ファンドとは、投資対象に日本証券業協会が定める比率(純資産総額の10%)を超える支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高いファンドをいいます。

※ファンドは、投資先ファンド投資証券に集中的に投資することを目的としますので、ファンドには支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高くなります。結果として、投資先ファンドの債務不履行、倒産、経営や財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生する可能性があります。

1. ファンドの目的・特色

ファンドの特色

1 主として、投資先ファンドへの投資を通じて、北米や欧州のスポーツリーグ、スポーツチーム、スポーツ関連企業、メディア企業およびエンターテインメント企業の株式や債券への実質的な投資およびそれらの企業への実質的な貸付を行い、長期的な資本増価の追求を主としつつインカムの獲得も目指します。

- 投資先ファンドは、ルクセンブルグ籍の変動資本を有する投資法人です。
- ※上記のインカムについては、分配を前提とするものではありません。

2 投資先ファンドは、主として北米や欧州のスポーツリーグ、スポーツチーム、スポーツ関連企業、メディア企業およびエンターテインメント企業の株式や債券などに実質的に投資およびそれらの企業への実質的な貸付を行います。

- 投資先ファンドの運用はアレス・マネジメント・コーポレーション(後述の「運用体制」をご参照ください。)の子会社であるアレス・キャピタル・マネジメント・エルエルシー(以下「投資先ファンド投資顧問会社」といいます。)が行います。
- 投資先ファンドは、投資先ファンド投資顧問会社が運用を行う中間ビークルを通じて、非公開の株式や債券などへの実質的な投資およびそれらの企業への実質的な貸付を行います。なお、投資先ファンドはその資産の大部分をASMEO Aggregator SCSpに投資します。

＜主な中間ビークルの概要＞

- ASMEO Aggregator SCSp:投資先ファンドの投資対象に対して、直接的にあるいはAres Sports, Media and Entertainment Opportunities LPなどを通じて間接的に投資および貸付を行います。この他流動性の高い債券等やその他証券などにも投資を行います。
- Ares Sports, Media and Entertainment Opportunities LP:主として北米や欧州のスポーツリーグ、スポーツチーム、スポーツ関連企業、メディア企業およびエンターテインメント企業の株式や債券などに投資およびそれらの企業への貸付を行います。流動性の高い債券等やその他証券などにも投資を行います。

3 ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、毎月末の評価日に算出されます。

- ※各評価日の1口当たり純資産価格は、原則として評価日の28投資先ファンド営業日後の日の5ファンド営業日後の日(および／または管理会社が投資運用会社と協議の上、随時決定するその他の日)の翌国内営業日に公表されます。
- ※「評価日」とは、2026年9月30日以降の毎月の最終暦日および／または管理会社が投資運用会社と協議の上、随時決定するその他の日をいいます。
- ※「投資先ファンド営業日」とは、ルクセンブルグ、英国および／または米国の銀行が営業を行っている日をいいます。
- ※「ファンド営業日」とは、ニューヨーク、ロンドン、ルクセンブルグ、日本およびケイマン諸島の銀行が営業を行っている日(各土曜日、日曜日、聖金曜日および12月24日を除きます。)、および／または投資運用会社との協議の上、随時管理会社が決定する(合理的に可能な場合には事前に代行協会員に通知する)その他の日をいいます。

4 原則として分配は行いません。

- ファンドの受益証券に帰属するインカム・ゲインおよび実現キャピタル・ゲインは再投資され、受益証券の1口当たり純資産価格に反映されます。

5 ファンドの設定後は毎月の評価日の1口当たり純資産価格に基づき購入を申し込むことができます。また、年4回(3月、6月、9月および12月)の評価日の1口当たり純資産価格に基づき、換金(買戻し)を請求することができます。

- ※換金(買戻し)には制限があります。後述のお申込みメモ「換金(買戻し)制限」をご参照ください。

ファンドの資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

1.ファンドの目的・特色

追加的記載事項

投資先ファンドの概要

アレス・ヨーロッパ・ファンド・ソリューションズSICAV－ アレス・スポーツ・メディア・アンド・エンターテインメント・オポチュニティーズ・ファンド(クラスJ _A 投資証券)	
ファンド形態	ルクセンブルグ籍外国投資法人
基準通貨	米ドル
投資目的	投資先ファンドは、SME関連資産への投資を直接または間接的に行うことを目指します。投資先ファンドは世界中に投資を行います。投資先ファンド投資顧問会社としては、SME関連資産への投資の大部分は北米および欧州において行われるものと見込んでいます。 SME関連資産へのエクスポージャーを得るため、その総資産の一部を、直接または間接的にSME関連資産に投資するその他のアレス・ファンド(米国デラウェア州籍リミテッド・パートナーシップであるAres Sports, Media and Entertainment Opportunities LPを含みます。)に投資する場合があります。 さらに、信託財産の配分を円滑にし、インカム・ゲインを生み出し、また、流動性の潜在的な源泉とするため、投資先ファンドは、その資産の一部を、現金および現金同等物、債券およびその他のクレジット商品、上場株式、マネー・マーケット・ファンド、短期金融商品、上場投資信託(ETF)、債務担保証券(CDO)およびローン・ビークルの持分ならびにデリバティブを含む債券およびその他の金融商品のポートフォリオに投資します。 投資先ファンドは、ASMEOアグリゲーターを通じて投資を行います。
投資顧問会社	アレス・キャピタル・マネジメント・エルエルシー(Ares Capital Management LLC)

主な投資制限

管理会社および投資運用会社がファンドに関して遵守する主な投資制限は以下のとおりです。より詳細な情報は請求目論見書をご参照ください。

- ファンドの資産総額の少なくとも50%を、日本の金融商品取引法により定義される「有価証券」に投資しなければなりません。ただし、ファンドの運用開始直後、ファンドの償還が決定した場合、大量の買戻請求が予想される場合、または受託会社が回避不可能なその他の状況が発生した場合を除きます。
- 証券の空売りを行うことは禁止されます。
- ファンドの資産を証券の引受に利用することはできません。
- 純資産総額の10%を超えて借入れを行うことはできません(ただし、合併等により、一時的に10%を超える場合を除きます。)
- デリバティブ取引を行うことはできません。

配分方針

受益証券に帰属するインカム・ゲインおよび実現キャピタル・ゲインは、投資運用会社が受託会社のために行う管理事務代行会社に対して別段の指示をしない限り、分配されません。当該インカム・ゲインおよび実現キャピタル・ゲインは再投資され、受益証券の1口当たり純資産価格に反映されます。

運用体制

管理会社は、ファンド資産の投資および運用に関する業務を、投資運用会社であるアセットマネジメントOne株式会社に委託しています。アセットマネジメントOne株式会社は2016年に発足した資産運用会社です。伝統的資産のアクティブ運用や金融工学を駆使した最先端の運用戦略等、個人投資家や機関投資家に様々な運用計画や戦略的な運用商品を提供しています。

投資先ファンドへの投資にあたっては、アセットマネジメントOneオルタナティブインベストメンツ株式会社の助言を活用します。アセットマネジメントOneオルタナティブインベストメンツ株式会社はアセットマネジメントOneを親会社とするオルタナティブ投資に特化した資産運用会社です。

投資先ファンドの運用を行うアレス・キャピタル・マネジメント・エルエルシー(投資先ファンド投資顧問会社)は、グローバルなオルタナティブ投資運用会社であるアレス・マネジメント・コーポレーションの子会社である投資運用会社です。

投資先ファンド投資顧問会社は、投資先ファンドのキャッシュフローおよび価値の最大化を目指して積極的に運用を行います。投資先ファンドの投資判断は、投資委員会が行います。投資委員会ではアレス創業以来のプロセスであるコンセンサス重視の意思決定プロセスを採用しています。

※アレス・マネジメント・コーポレーションおよびその関連会社を総称してアレスということがあります。運用体制は、今後変更になることがあります。

2.投資リスク

ファンドの1口当たり純資産価格は、ファンドに組入れられる有価証券の値動き、為替変動等により影響を受けますが、運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、下記の変動要因により1口当たり純資産価格が下落し、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの主なリスク要因は、次のとおりです。詳細は、請求目論見書の該当箇所をご参照ください。

リスク要因

リスク要因に関する以下の説明は、ファンドへの投資に伴うリスクを完全に網羅することを意図したものではありません。

投資目的および取引リスク

いずれの期間においても、特に短期間でファンドの投資目的が成功する保証はありません。投資者は、ファンドの受益証券の価格が上昇することも下落することもあることを認識する必要があります。

金利に関するリスク

債券価格は、金利の変動に基づき変動することがあります。一般的に、金利の上昇局面では、債券価格は下落する傾向があります。一方、金利の低下局面では、債券価格は上昇する傾向があります。債券価格の変動の程度は、債券の満期および発行条件を含む多くの要因によって決まります。

為替変動リスク

受益証券は米ドル建てです。よって、投資者が主として米ドル以外の通貨または通貨単位(円を含みます。)(以下「投資者通貨」といいます。)建てで投資を行う場合には、通貨の交換に関して一定のリスクを負うことになります。このリスクには、為替レートが大きく変動(米ドルの切下げまたは投資者通貨の切上げによる変動等)するリスク、および米ドルもしくは投資者通貨を管轄する当局が為替管理を実施または変更するリスクが含まれます。投資者通貨の価値が対米ドルで上昇した場合、純資産総額および受益証券1口当たり純資産価格の投資者通貨相当額は下落します。

流動性リスク

投資先ファンド投資証券の保有者として、ファンドの流動性および受益証券の買戻しは、投資先ファンドのレベルでの限定的な流動性により悪影響を受けるおそれがあります。

投資先ファンドは基本的に四半期ごとに解約申込みを受け付けますが、各暦四半期の最終暦日における投資先ファンド投資証券の解約を原則として(投資先ファンドと並行して投資を行うパラレル・ビークル(以下「パラレル・エンティティ」といいます。))およびASMEOアグリゲーターにおける解約を含め、投資先ファンドにおける解約を(重複なく)合算したベースで)各暦四半期の最終暦日の終了時点における投資先ファンド(すべてのパラレル・エンティティおよびASMEOアグリゲーターを含みます。))全体の純資産価額の合計額の5%を上限とする解約制限があり、また投資先ファンドには解約申込みの全部または一部を拒否する裁量があるため、投資先ファンド投資証券の流動性は限定的です。

比較的流動性の低い有価証券の市場は、比較的流動性の高い有価証券の市場よりも変動が大きい傾向があります。ファンドの資産を投資先ファンド投資証券のような比較的流動性の低い有価証券へ投資することにより、受益者が望む価格および時期に受益証券を現金化できないリスクもあります。

流通市場の不存在

受益証券の流通市場の存在は想定されていません。したがって、受益者は、所定の手続および制限に従った買戻しによってのみ、受益証券を処分することができます。受益証券の買戻しを請求する受益者は、保有する受益証券に帰属する純資産総額が該当する買戻通知の日付から該当する買戻取引日までの期間中に下落するリスクを負います。

投資先ファンドの投資目的の達成、投資リターンの無保証

投資先ファンドがその投資目的を達成する保証はありません。投資先ファンドがリターンを得ること、またはそのリターンが投資のリスクに見合ったものになるという保証はありません。ファンドへの投資は、投資額のすべてを失う可能性があります。投資先ファンドに関連する投資事業体の過去のパフォーマンスは必ずしも投資先ファンドの将来のパフォーマンスを示唆するものではなく、投資先ファンドの予測または目標リターンが達成される保証はありません。

2.投資リスク

投資の集中

ファンドは、資産の大部分を投資先ファンドに投資するため、投資先ファンドにおいて発生した損失はファンドに重大な悪影響を及ぼします。

投資先ファンドへの依存

ファンドの投資目的に沿った運用を行うためには、投資先ファンドに継続的に投資する必要があります。投資先ファンドは償還もしくは解散する可能性があり、またはその他の理由でファンドが投資先ファンドに投資できなくなる可能性があります。

第三者の運用への依存

投資先ファンドのパフォーマンスはモニターされるものの、ファンドは、投資先ファンド運用会社の運用チームの技能および専門性に大部分を依拠します。投資先ファンド運用会社が投資先ファンドの運用を継続して行うことの保証はなく、または投資先ファンド運用会社の運用が継続して成功する保証はありません。

ファンドのリターンは、投資先ファンド運用会社の取組みおよびパフォーマンスにその大部分を依存し、投資先ファンド運用会社およびその従業員の成績不振により著しい悪影響を受ける可能性があります。ファンドの投資運用会社またはその他の業務提供者はいずれも、投資先ファンドの日々の運用において役割を持たず、投資先ファンド運用会社が行う具体的な投資または運用上の意思決定を承認する権限を持ちません。さらに、一般に、投資先ファンドの成績が不振であっても、ファンドは、投資先ファンドへの投資をやめることはできません。ファンドの投資運用会社および投資助言会社は、投資先ファンドおよび投資先ファンド運用会社のパフォーマンス履歴や投資先ファンドの投資戦略等の基準に基づいて投資先ファンドを評価するよう努めるものの、それらが将来のパフォーマンスの信頼できる指標になるとは限らず、また投資先ファンド運用会社、その主要人物、または投資先ファンドの投資戦略は、ファンドの同意なしに随時変更される可能性があります。

費用の重層構造

投資先ファンドは、投資先ファンドの投資収益性に応じた成功報酬を適宜支払い、投資先ファンドの資産から運用報酬およびその他の費用を支払いますが、これらはすべて、投資先ファンドのその他の費用に加え、投資先ファンドの投資者によって間接的に負担されます。これにより、受益者が負担する費用は、投資先ファンドに直接投資した場合より増大することとなります。

投資先ファンドの戦略は成功しない可能性があること

投資先ファンドの戦略が実行され、その投資目的が達成され、または投資先ファンドがその投資元本を回収できるという保証はありません。

実質的に資産の大部分を投資先ファンドに投資すること

ファンドに関するリスクに加え、ファンドは実質的に資産の大部分を投資先ファンドに投資し、投資先ファンドを通じて投資プログラムを実行するため、投資予定者は、投資先ファンドへの投資に伴うリスクも慎重に考慮すべきです。ファンドのリターンは、投資先ファンドへの間接投資におけるパフォーマンスにほぼ完全に依存し、投資先ファンドがその投資目的および投資戦略を実行できるという保証はありません。ファンドが投資先ファンドへの投資者として負担する費用（例えば、投資先ファンドの資産ベース運用報酬、設立費用、投資費用、運用費用、ならびに投資先ファンドへの投資者が負担するその他の費用および債務）に追加される、ファンドの継続的運用費用の一部は、通常、ファンドおよび受益者によって負担され、受益者に対するリターンは、かかる負担に対応する影響を受けます。かかるファンドの追加費用により、ファンドのパフォーマンスは、投資先ファンドに比べて低下します。ファンドは投資先ファンドへの投資者となりますが、ファンドへの投資者自体は投資先ファンドへの投資者とはならず、投資先ファンドに対し直接何らかの権利を行使する、または投資先ファンドもしくはそれらの関連会社に対し直接請求権を主張する権利を有することにはなりません。管理会社は、投資先ファンドの投資運用会社または投資顧問会社ではなく、投資先ファンドの取引戦略または取引方針に対していかなる支配権も有しません。ファンド、管理会社およびそれらの関連会社のいずれも、投資先ファンドの運営に関与することではなく、投資先ファンドの運営戦略および運営方針に対する支配権を持つことはありません。ファンドは、投資先ファンド運用会社の判断ミス、過失または不正行為のリスクにさらされます。

ファンドと投資先ファンドのパフォーマンスが異なる可能性

ファンドは実質的に資産の大部分を投資先ファンドに直接または間接的に投資しますが、ファンドのパフォーマンスは、投資先ファンドのリターンと同一とはなりません。ファンドへの投資に適用されるコストおよび費用（あらゆる報酬を含みます。）があるため、ファンドの成績は必ず投資先ファンドのパフォーマンスを下回ることになります。さらに、その他の様々な要因（投資先ファンドに投資されないファンドの現金準備金の規模を含みますが、これに限られません。）が、ファンドのパフォーマンスと投資先ファンドのパフォーマンスとの間の乖離の原因となる可能性があります。ファンドのパフォーマンスと投資先ファンドのパフォーマンスとの間には、随時かつ経時的に乖離が生じ、その乖離は、特定の状況において重大となる可能性があります。

2.投資リスク

評価リスク

投資持分の評価値は、評価頻度が低いこと、時価評価できない場合があること、実質的な投資対象であるSME関連資産の正確な評価が難しいこと、その他の理由により、真の価値を正確に反映していないおそれがあります。そのため、純資産総額および(受益証券の申込みまたは買戻しの価格を決定するために使用される)受益証券1口当たり純資産価格は、正確な評価が行われた場合よりも少額または多額となる可能性があります(以下、このような正確な評価が行われた場合の受益証券1口当たり純資産価格を「真の受益証券1口当たり純資産価格」といいます。)。投資持分の評価が不正確であった場合、受益者は、真の受益証券1口当たり純資産価格に対して割安または割高な価格で受益証券を取得したり、買い戻したりするおそれがあり、当該受益者または他の受益者に利益または不利益をもたらす可能性があります。

投資先ファンドの投資対象資産に関連する主なリスク要因

●流動性

投資先ファンドの資産については、一般に、取引市場が存在しないかまたは限られた数の取引市場しか存在しません。投資先ファンドによる流動性の低い資産への投資は、投資先ファンドが投資を適時にまたは公正な価格で売却する能力を制限する場合があります。流動性の低い資産は、同等のより流動性の高い資産と比較して、割引かれた価格で取引される可能性があります。

●レバレッジ等の利用

投資先ファンドは、レバレッジの利用や資金の借入れ、債務の保証を行うことがあります。レバレッジの利用に際しては、投資先ファンドの収益では賄いきれない利息費用やその他のコストを生じさせる場合があります。また、投資先ファンドの債務に対して、担保に差し入れることがあります。投資先ファンドが債務不履行に陥った場合、差し入れた担保の一部またはその全額を失う可能性があります。

●債権

債権は、一般に、流動性が限定されていること、関連する債務者の信用力の低下または支払不能の可能性、ならびに他の債務に対する劣後構造等の要因により、損失が生じるリスクがあります。

●エクイティ証券

投資先ファンドの投資戦略には、普通株式、普通株式を取得するためのワラント、優先エクイティ証券およびその他エクイティ証券の購入、その他の方法での取得が含まれます。当該エクイティ証券は、一般に高い水準のリスクを伴い、当該エクイティ証券の発行体の債務証券その他の負債に劣後します(よって、本質的にそれらよりもリスクが高くなります。)

●キャピタル・デット証券

投資先ファンドの資産には、スポーツ、メディアおよびエンターテインメント業界の企業の第一順位担保権付シニアローン(以下「シニア・キャピタル・デット証券」といいます。))ならびに第二順位担保権付債務証券、メザニン債務証券およびその他のハイ・イールド債務証券(以下「ジュニア・キャピタル・デット証券」といいます。))が含まれる予定です。これらの証券は、流動性リスク、市場価値リスク、信用リスク、金利リスク、再投資リスクおよびその他のリスクにさらされます。シニア・キャピタル・デット証券およびジュニア・キャピタル・デット証券は、高度のリスクを伴い、投資資金を回収できる保証はありません。これらのリスクは、ポートフォリオがスポーツ、メディアおよびエンターテインメント業界に集中することが予定されているため、増幅されます。

●公開取引されていない投資対象の評価

全国的な取引所で公開取引される普通株式と異なり、投資先ファンドのポートフォリオ企業およびその他の投資対象は集中的市場または取引所で取引されることは想定されていません。投資先ファンドの投資対象は、一般に店頭(OTC)市場で取引され、これは、買い手および売り手が価格について合意することができるあらゆる場所が該当する可能性があります。中央集約化された情報および取引が存在しないため、当該金融商品の評価は、公開取引される普通株式よりも高いリスクを伴う場合があります。

2.投資リスク

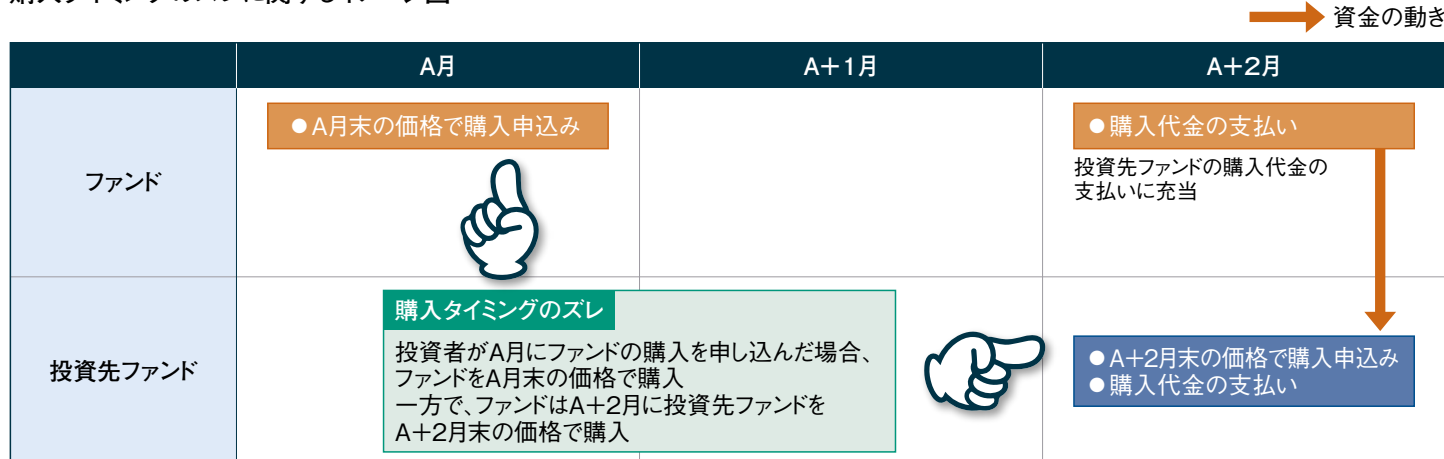
ファンドと投資先ファンドのパフォーマンスの乖離および希薄について

ファンドは、投資者からのご購入代金を受け取った後、投資先ファンドへ実際に投資を行うまでに一定の期間を要する場合があります。この間は、ファンドの資金の一部が投資されない状態（現金等で保有）となるため、投資先ファンドの値動きがファンドの1口当たり純資産価格に即時に反映されないことがあります。

その結果、ファンドのパフォーマンスは、投資先ファンドのパフォーマンスと乖離する可能性があります。

また、このような状況下で新規資金の流入が継続した場合、投資先ファンドへの投資が十分に行われる前の資金が増加することにより、既存投資者の投資成果に影響を与え、結果として実質的な収益が薄まる（希薄化する）可能性があります。

購入タイミングのズレに関するイメージ図



※上記はイメージであり、すべてを表すものではありません。

その他の留意点

ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

ファンドは、投資先ファンド投資証券の解約申込みを行うことにより、受益者からの換金（買戻し）申込みに対応します。投資先ファンドは基本的に四半期ごとに解約申込みを受け付けますが、各暦四半期の最終暦日における投資先ファンド投資証券の解約を原則として（投資先ファンドと並行して投資を行うすべてのパラレル・エンティティおよびASMEOアグリゲーターにおける解約を含め、投資先ファンドにおける解約を（重複なく）合算したベースで）各暦四半期の最終暦日の終了時点における投資先ファンド（すべてのパラレル・エンティティおよびASMEOアグリゲーターを含みます。）全体の純資産価額の合計額の5%を上限とする解約制限があり、また投資先ファンドには解約申込みの全部または一部を拒否する裁量があるため、投資先ファンド投資証券の流動性は限定的です。なお、投資先ファンドにおいて換金制限が実施された場合、管理会社は投資運用会社と協議の上、換金（買戻し）の申込みの全部を取り消すこと、または一部を制限することができます。また当該事由が解消しない場合等には換金（買戻し）の申込みの受付を中止する期間が長期化する場合があります。翌四半期以降に換金（買戻し）を行う場合には再度お申込みが必要です。また、1口当たり純資産価格の決定が停止されている間は換金（買戻し）も停止します。

ファンドの純資産総額・受益証券1口当たり純資産価格の算出においては、投資先ファンド投資証券の評価に際し、原則として純資産総額・受益証券1口当たり純資産価格算出日に知り得る直近の評価額を参照します。そのため毎月の純資産総額・受益証券1口当たり純資産価格算出において、実質的に組み入れるSME関連資産が影響を受ける可能性のある重要な事象を完全かつ正確に反映することは困難です。また、原則として、投資先ファンドの評価額は日次で更新されないため、ファンドの純資産総額・受益証券1口当たり純資産価格は投資先ファンドの評価額の更新時に大きく変動する可能性があります。

投資先ファンドが外部監査を受検する頻度は年1回となります。投資先ファンドの会計期間は毎年1月1日から12月31日であり、財務書類の作成の際に外部監査を受検することとされており、ファンドは、外部監査を受検した投資先ファンドの財務書類等に依拠して財務書類を作成し、ファンドの純資産総額・受益証券1口当たり純資産価格等を算出し、かつ、外国監査法人による監査を受けることとなっており、これによりファンドとしての価格の透明性の確保がなされます。

リスクの管理体制

投資運用会社のリスクの管理体制

投資運用会社では、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。また、同部署がファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。運用評価委員会はこれらの運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。

※リスク管理体制は、今後変更になることがあります。

2.投資リスク

参考情報

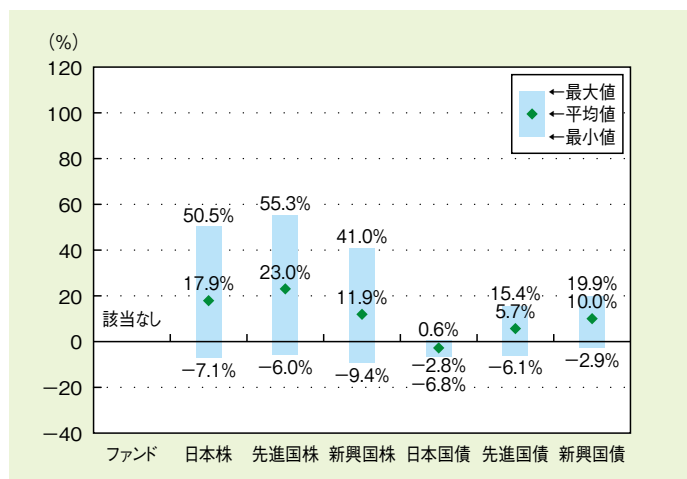
グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

ファンドの分配金再投資1口当たり 純資産価格・年間騰落率の推移

ファンドは2026年9月28日から運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日(2026年7月17日)現在、該当事項はありません。

ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

このグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したもので、2021年6月～2026年5月の5年間の各月末における年間騰落率(各月末時点)の平均と振れ幅を、ファンドと代表的な資産クラスとの間で比較したものです。



出所: Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所外国法共同事業が作成

※ 代表的な資産クラスの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。

※ ファンドは代表的な資産クラスのすべてに投資するものではありません。

●各資産クラスの指数

日本株・・・TOPIX(配当込み)

先進国株・・・FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)

新興国株・・・S&P新興国総合指数

日本国債・・・ブルームバーグE1年超日本国債指数

先進国債・・・FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)

新興国債・・・FTSE新興国市場国債指数(円ベース)

(注)S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)の指数値およびTOPIXに係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用等TOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXに係る標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。

FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)、FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)およびFTSE新興国市場国債指数(円ベース)に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

3.運用実績

※ファンドは2026年9月28日から運用を開始するため、該当事項はありません。
なお、ファンドにはベンチマークはありません。

4.手続き・手数料等

お申込みメモ

購入の申込期間	当初募集期間:2026年8月3日(月曜日)から2026年9月24日(木曜日)まで ※申込締切は2026年9月24日の午後3時となり、かつ申込みについての販売会社所定の事務手続が完了したものが当日の申込受付分となります。 継続募集期間:2026年9月30日(水曜日)から2027年9月30日(木曜日)まで <u>※毎月1日(国内営業日でない場合は翌国内営業日)から月内最終ファンド営業日までのお申込み受付分が、その月の評価日の1口当たり純資産価格での購入となります。</u> 「ファンド営業日」とは、ニューヨーク、ロンドン、ルクセンブルグ、日本およびケイマン諸島の銀行が営業を行っている日(各土曜日、日曜日、聖金曜日および12月24日を除きます。)、および／または投資運用会社との協議の上、随時管理会社が決定する(合理的に可能な場合には事前に代行協会員に通知する)その他の日をいいます。 「評価日」とは、2026年9月30日以降の毎月の最終暦日および／または管理会社が投資運用会社と協議の上、随時決定するその他の日をいいます。 申込期間は、上記期間満了前に管理会社が新たに有価証券届出書を提出することにより、更新されることがあります。
購入(申込み)単位	当初募集期間:1,000口以上1口単位(最低投資金額:100,000米ドル) 継続募集期間:1,000口以上1口単位
購入(申込み)価格	当初募集期間:1口当たり100.00米ドル 継続募集期間:申込みに対応する評価日における1口当たり純資産価格 原則として評価日の28投資先ファンド営業日後の日の5ファンド営業日後の日(および／または管理会社が投資運用会社と協議の上、随時決定するその他の日)の翌国内営業日に公表されます(以下「国内購入約定日」といいます。) 「投資先ファンド営業日」とは、ルクセンブルグ、英国および／または米国の銀行が営業を行っている日をいいます。
購入(申込み)代金	当初募集期間:2026年9月25日(金曜日)までに申込金額および購入時手数料をお支払いください。 継続募集期間:国内購入約定日から起算して4国内営業日まで申込金額と購入時手数料をお支払いください。 ※円貨で支払われた場合における外貨への換算は、当初募集期間中の申込みについては各申込日における、また継続募集期間中の申込みについては国内購入約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社が決定するレートによるものとします(ただし、日本における販売会社が別途取り決める場合を除きます。)
換金(買戻し)の申込可能日	1月、4月、7月および10月の1日(国内営業日でない場合は翌国内営業日)からその月の15日(ファンド営業日でない場合は前ファンド営業日)までのお申込み受付分が翌々月の評価日の1口当たり純資産価格から信託財産留保額を差し引いた価格での換金(買戻し)となります。
換金(買戻し)単位	原則として1口単位
換金(買戻し)価格	申込みに対応する評価日における1口当たり純資産価格から信託財産留保額を差し引いた価格 原則として評価日の36投資先ファンド営業日後の日の8ファンド営業日後の日(および／または管理会社が投資運用会社と協議の上、随時決定するその他の日)の翌国内営業日に確認できます(以下「国内換金約定日」といいます。)
換金(買戻し)代金	国内換金約定日から起算して4国内営業日からお受け取りいただけます。 ※円貨で支払われる場合における外貨からの換算は、国内換金約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社が決定するレートによるものとします(ただし、日本における販売会社が別途取り決める場合を除きます。)
申込締切時間	原則として午後3時(日本時間)まで
換金(買戻し)制限	投資先ファンドにおいて、各暦四半期の最終暦日における投資先ファンド投資証券の解約を原則として(投資先ファンドと並行して投資を行うすべてのパラレル・エンティティおよびASMEOアグリゲーターにおける解約を含め、投資先ファンドにおける解約を(重複なく)合算したベースで)各暦四半期の最終暦日の終了時点における投資先ファンド(すべてのパラレル・エンティティおよびASMEOアグリゲーターを含みます。)全体の純資産価額の合計額の5%を上限とする解約制限が設けられています。この解約制限やその他の理由に基づき、投資先ファンド投資顧問会社の判断により、投資先ファンドへの申込みの一部または全部が換金されない可能性があります。なお、投資先ファンドにおいて解約制限が実施された場合、管理会社は投資運用会社と協議の上、換金(買戻し)の申込みの全部を取り消すこと、または一部を制限することができます。翌四半期以降に換金(買戻し)を行う場合には再度お申込みが必要です。また、1口当たり純資産価格の決定が停止されている間は換金(買戻し)も停止します。

4.手続き・手数料等

購入・換金申込受付 の中止および取消し	受託会社は、自己の裁量において、以下の状況を含むいかなる理由によっても、受益証券1口当たり純資産価格の決定ならびに／またはファンドの受益証券の発行および／もしくは買戻しを停止することができます。 (a) ファンドがその投資対象資産を評価または処分することが合理的に実行可能でなくなるか、ファンドの受益者に對し著しい不利益を及ぼすことになる、緊急事態またはその他の状態を構成すると受託会社が判断する状況が存在する期間 (b) ファンドの直接的または間接的な投資対象資産の価格もしくは価値を決定するために通常用いられる手段が使用不能な期間、または、その他の何らかの理由により、ファンドが(直接的または間接的に)保有する投資対象資産の価格もしくは価値を合理的に速やかにかつ正確に確認できない期間 (c) 投資対象資産の現金化または取得に伴う資金の移動を、通常の為替レートで行うことができないと、管理会社との協議の上で受託会社が判断する期間 (d) 受託会社が、ファンド、受託会社、管理会社もしくはそれらの関連会社、子会社、共同経営者またはファンドのその他のサービス・プロバイダーに関し、受託会社、管理会社または管理事務代行会社に適用されるマネー・ロンダリング防止規則を遵守するために停止が必要であると判断した期間
信 託 期 間	ファンドは2036年9月29日に終了します。 (管理会社は投資運用会社と協議の上、信託期間を延長することがあります。なお、ファンドの設定日は2026年9月28日です。)
繰 上 償 還	ファンドは、以下のいずれかの事由が発生した場合、償還します。 (a) 登録された受益者による決議により繰上償還が可決された場合 (b) ケイマン諸島における規制ミューチュアル・ファンドとしてのトラストのケイマン諸島金融庁(CIMA)による免許またはその他承認が無効または不利に変更された場合 (c) 受託会社が、管理会社との協議の上、ファンドを継続することが現実的でなくもしくは望ましくなく、またはファンドの受益者の利益に反すると判断した場合 (d) 受託会社の辞任または管理会社の解任もしくは辞任に際し、適切な代替者または受託会社もしくは管理会社の承継者がいない場合 また、ファンドは、 (i) 設定日(2026年9月28日)より3年経過後のいずれかの時点で、純資産総額が5,000万米ドルを下回った場合、投資運用会社と協議の上で管理会社の裁量により、または (ii) 投資先ファンドの償還後、管理会社が投資運用会社と協議の上で決定した日に償還します。
決 算 日	毎年12月31日
収 益 分 配	原則として分配は行われません。
信託金の限度額	信託金の限度額は、定められていません。
運 用 報 告 書	ファンドの計算期間の終了(毎年12月31日)およびファンドの運用の終了後に、期間中の運用経過、およびファンドが保有する資産の内容等を記載した交付運用報告書を作成します。交付運用報告書は、日本における販売会社を通じて日本の知れている投資者に書面または日本における販売会社が別途告知する電磁的方法により提供されます。運用報告書(全体版)は電磁的方法により代行協会のホームページにおいて提供されます。
課 税 関 係	ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。
そ の 他	受益証券の申込みを行う投資者は、日本における販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、日本における販売会社は、「外国証券取引口座約款」およびその他所定の約款(以下「口座約款」といいます。)を投資者に交付し、投資者は、口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。米国の市民または居住者等はファンドをご購入いただくことができません。詳細は請求目録見書をご参照ください。

4.手続き・手数料等

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用			
購入時手数料	申込金額の 3.30%(税込)以内 購入時手数料は、販売会社による商品および関連する投資環境の説明や情報提供等ならびに購入に関する事務 手続の対価として、購入時に頂戴するものです。		
買戻手数料	ありません。		
信託財産留保額	申込みに対応する評価日の1口当たり純資産価格に2.0%の率を乗じて得た額を、換金する口数に応じて換金 (買戻し)時にご負担いただきます。ただし、2027年12月31日以降の評価日が適用される換金(買戻し)から(2027年 10月の申込分から)、0.3%に引き下げられる予定です。		
投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
①運用管理費用(管理報酬等)の合計 純資産総額に対して年率1.37%(ただし、最低報酬が適用される場合があります。また、設立報酬として、2,500米ドルの受託報酬、5,000 米ドルの管理報酬および10,000米ドルの管理事務代行報酬が一時的にかかります。) (ただし、下記のその他の費用・手数料もファンドの信託財産から支払われます。)			
手数料等	支払先	対価とする役務の内容	報酬料率
管理報酬	管理会社	ファンドの資産の運用、管 理およびファンドの受益 証券の発行、買戻し等の 業務	純資産総額に対して年率0.01%(ただし、月間3,000米ドルを最低額と します。) 管理報酬は、毎日発生し、関連する四半期の平均純資産総額に 基づき、四半期ごとに計算され、四半期ごとに後払いで支払われます。
受託報酬	受託会社	ファンドの資産の受託業務	純資産総額に対して年率0.01%(ただし、四半期当たり3,750米ドルを 最低額とします。) 受託報酬は、毎日発生し、関連する四半期の平均純資産総額に 基づき、四半期ごとに計算され、四半期ごとに後払いで支払われます。
管理事務 代行報酬	管理事務 代行会社	計算および評価ならびに その他の管理事務代行 業務および登録・名義書 換事務代行業務	純資産総額に対して年率0.10%(ただし、四半期当たり12,500米ドルを 最低額とします。) 管理事務代行報酬および保管報酬は、毎日発生し、関連する四半期 の平均純資産総額に基づき、四半期ごとに計算され、四半期ごとに 後払いで支払われます。
保管報酬	保管会社	ファンドの資産の保管業務	
投資運用報酬	投資運用会社 投資助言会社	ファンド資産の投資および 運用に関する業務	純資産総額に対して年率0.45% 投資運用報酬は、毎日発生し、関連する四半期の平均純資産総額に 基づき、四半期ごとに計算され、四半期ごとに後払いで支払われます。 投資運用報酬から投資助言会社に対し投資助言報酬が支払われ ます。
代行協会員 報酬	代行協会員	受益証券1口当たり純資 産価格の公表、目論見書、 運用報告書等の日本にお ける販売会社への送付お よびこれらに付随する業務	純資産総額に対して年率0.10% 代行協会員報酬は、毎日発生し、関連する四半期の平均純資産総額 に基づき、四半期ごとに計算され、四半期ごとに後払いで支払われ ます。
販売報酬	日本における 販売会社	受益証券の販売・買戻し の取扱業務	純資産総額に対して年率0.70% 販売報酬は、毎日発生し、関連する四半期の平均純資産総額に 基づき、四半期ごとに計算され、四半期ごとに後払いで支払われます。
②ファンドを通じて間接的に負担する投資先ファンドおよび中間ビークルの費用			
運用報酬	投資先ファンドの純資産価額に対して年率1.25%(ただし、2026年12月31日までは年率0%とされています。)		
成功報酬	投資対象ファンドのトータルリターン(ハードルレート年率5%およびハイ・ウォーター・マーク(成功報酬を算出 するための基準となる価格)の両方を超過した場合、キャッチアップ条項あり)(ただし、2026年12月31日までは0%と されています。)		
上記①および②の運用報酬を合算した実質的な負担は、純資産総額に対して年率約2.62%程度となります。 なお、上記の成功報酬は運用成果に応じて別途発生し、実際の負担額は変動します。 ※上記はファンドが投資先ファンドを高位に組入れた状態を想定しています。			
その他の費用・ 手数料	ファンドの設立費用、投資対象の保有にかかる費用、ファンドに関して課される税金、会計監査人の報酬および費用、 法律、監査、評価および会計の費用、信託証書に基づく受託会社への払戻し、公租公課、補遺信託証書の作成および 受益者総会の開催のための手数料および費用・その他ファンドの運営、管理および維持に関連する費用その他の 費用は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきます。上記手数料等は、一部の費用等が実費となる場合が あるため、これらを合計した料率もしくは上限額等を事前に表示することができません。		

手数料および費用等の合計額および上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なるため事前に表示することができません。

4.手続き・手数料等

税金

税金は、以下の表に記載の時期に適用されます。

税率は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および住民税	配当所得として課税 分配金に対して20.315% (2048年1月1日以降は20.15%)
換金(買戻し)時および償還時	所得税および住民税	譲渡所得として課税 換金(買戻し)および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% (2048年1月1日以降は20.15%)

- 上記は、2026年7月17日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- 法人の場合は上記と異なります。
- 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。